江別市立小中学校における「働き方改革」について

江別市では、北海道教育委員会が作成した『北海道アクション・プラン』(裏面)の目標を達成するため、教職員の長時間勤務の解消など「働き方改革」を通じて、<u>地域と一体となって、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行うことを目的に</u>、適切な運動時間と学習環境の充実を図るため、以下の項目に取り組みます。

学校閉庁日

- ◆ 長期休業期間中に「学校閉庁日」を設定します
 - 夏休み:8月15日前後の3日間(学校によって変更になる場合があります)
 - 冬休み: 年末年始の6日間(12/29~1/3)
- ◆ 基本的に職員は出勤せず、部活動も行いません

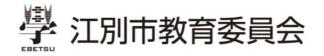
部活動休養日等

- ◆ 全ての部活動で休養日等を完全実施します
 - ・ 休養日は、毎週1日以上、土日・祝日は月1日以上実施し、学校閉庁日と合わせて 年73日以上実施します。(大会等の場合は別の日に振替)
 - ・ 活動時間は、平日2~3時間程度、土・日・祝日・長期休業期間中は半日程度と します。(大会等1か月前の期間等は除く)

※いずれも平成32年度末までに完全実施

保護者・地域の皆様へのお願い

教職員が**子どもたち一人ひとりの力を最大限に伸ばすため**には、長時間勤務を解消し、健康で意欲的に授業や授業の準備ができる環境づくりが重要です。皆様のご理解をお願いいたします。



学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」

北海道の教員の勤務実態(H28道教委調査)

教員の長時間勤務の改善が喫緊の課題

◆ 1日当たりの勤務時間(勤務日·校内)

区分	勤務時間
副校長•教頭	11時間52分
主幹教諭•教諭	10時間06分

◆ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者

区分	割合
副校長•教頭	64.9%
主幹教諭•教諭	28.5%

- ◆ 正規の勤務時間…1日7時間45分、1週間38時間45分
- ◆ 1週間60時間超勤務 ⇒ いわゆる過労死ライン相当(時間外勤務が月80時間超) (1週間勤務時間60時間超 ≒ 時間外勤務が週20時間超 ⇒ 月80時間超)
- ◆ 法律の定めにより、教員には時間外勤務手当は支給されない

学校における働き方改革

道内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、 健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、 学校教育の質を高められる環境が必要



- 子どもたちへの教育には、学校、家庭、地域の連携協力が必要
- 学校における働き方改革について、保護者や地域の方々にご理解いただくことが必要

北海道アクション・プランの策定

- ◆ 道内全ての学校で働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示すもの
- ◆ 平成30年度~32年度を期間として、達成すべき目標を設定

目標

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする